

草津市公報

発行日 令和4年4月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 7 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目次◇◇◇

◎ 条 例

草津市部設置条例の一部を改正する条例（職員課）……………4
 草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課）……………4
 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（住宅課等）……………4
 草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）……………5
 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）……………6
 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）……………6
 草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税務課）……………9
 草津市手数料条例の一部を改正する条例（子育て相談センター）……………10
 草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例（保険年金課）……………10
 草津市消防団条例の一部を改正する条例（危機管理課）……………11
 草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）……………11
 草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（介護保険課）……………12
 草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）……………12
 草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税務課）……………13

◎ 規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）……………14
 草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（危機管理課）……………14
 草津市税規則の一部を改正する規則（税務課）……………14
 草津市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………16
 草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）……………17
 草津市職員の育児休業等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………18
 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………18
 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………19
 草津市職員の令和4年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（職員課）……………20
 草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課）……………22
 草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）……………27
 草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（住宅課）……………30
 草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（スポーツ推進課）……………30
 草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（商工観光労政課）……………31
 草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課）……………31
 草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）……………32

◎ 訓 令

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令（職員課）	32
草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令（職員課）	33

◎ 告 示

草津市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（子ども・若者政策課）	34
草津市社会福祉法人等指導監査員設置要綱（健康福祉政策課）	40
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	40
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	41
指定管理者の指定について（障害福祉課）	41
草津市救急病院運営補助金交付要綱（健康増進課）	41
草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	42
草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	43
草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 （人とくらしのサポートセンター）	45
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）	45
草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（契約検査課）	46
都市計画の決定について（都市計画課）	47
令和4年度草津市一般会計予算等の要領について（総務課）	48
草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	48
特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）	49
草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	53
固定資産の価格等の決定について（税務課）	53
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（税務課）	53
草津市居宅介護支援事業所の指定について（介護保険課）	53
草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	54
草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	55
草津市児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	55
草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	56
道路の区域変更について（土木管理課）	56
道路の供用開始について（土木管理課）	60
草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	62
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱（健康増進課）	63
草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	66
草津市健幸ポイント制度事業実施要綱を廃止する要綱（健康増進課）	68
草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	68
草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（生涯学習課）	69
常備消防機関の現地到着時間等の指定について（建築政策課）	69
公金の徴収事務の委託について（子育て相談センター）	69
草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱（都市地域戦略課）	70
指定納付受託者の指定について（広報課）	70
草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付要綱（農林水産課）	70
公金の収納および徴収事務の委託について（総務課）	76

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	85
草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	85
指定納付受託者の指定について（経営戦略課）	85
草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する 要綱の一部を改正する要綱（秘書課）	85
草津市ひとり親家庭自立支援事業審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭・若者課）	86
道路の区域決定について（土木管理課）	86
道路の区域変更について（土木管理課）	88
道路の供用開始について（土木管理課）	88
歩行者専用道路の指定について（土木管理課）	90
草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	91
草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱（税務課）	92
草津市国民健康保険事業安定運営対策委員会設置要綱を廃止する要綱（保険年金課）	92
草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）	92
草津市自治連合会補助金交付要綱を廃止する要綱（まちづくり協働課）	92
認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	93
認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	93
草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱（温暖化対策室）	93
公示送達について（介護保険課）	93
草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	94
草津市障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	95
指定納付受託者の指定について（納税課）	95
指定納付受託者の指定について（納税課）	95
公示送達について（納税課）	96
草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	98
草津市都市再生戦略会議設置要綱の一部を改正する要綱（都市地域戦略課）	99
草津市都市再生本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（都市地域戦略課）	99
公印の新調および廃止について（総務課）	100
令和4年度草津市一般廃棄物処理実施計画について（資源循環推進課）	101
草津市不育症治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	101
草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	104
草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	104
草津市就業資格取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	104
草津市就労支援事業推進会議設置要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	105
草津市特定開発行為等に関する指導要綱等の一部を改正する要綱（開発調整課）	105

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	107
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	107
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	108
農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想について（農林水産課）	108
草津市森林整備計画の公表について（農林水産課）	108
農業振興地域整備計画変更縦覧について（農林水産課）	109
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	109

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施設課）	110
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設課）	110
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	110
◎ 教育委員会規則	
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則（教育総務課）	114
◎ 教育委員会訓令	
草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育総務課）	115
◎ 教育委員会告示	
公印の新調および廃止について（教育総務課）	115
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	116
青花紙保存継承懇話会開催要綱の廃止について（街道交流館）	116
◎ 監査委員告示	
監査結果に基づく措置状況の公表について	116
定期監査等の結果に関する報告の公表について	117
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	121
◎ 上下水道事業告示	
公共下水道の供用および処理開始について（上下水道施設課）	121
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	122
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	122

条 例

草津市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第2号

草津市部設置条例の一部を改正する条例
草津市部設置条例（昭和47年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「健康福祉部

- (1) 福祉事務所に関する事。
- (2) 保健衛生に関する事。
- (3) 子どもおよび子育ての支援に関する事（子ども未来部の所掌する事務を除く。）。
- (4) 介護保険に関する事。
- (5) 国民健康保険および後期高齢者医療制度に関する事。
- (6) 国民年金に関する事。
- (7) 人権および同和問題に関する事。

子ども未来部

- (1) 福祉事務所に関する事（健康福祉部の所掌する事務を除く。）。
- (2) 子どもおよび子育ての支援に関する事。
- (3) 青少年の健全育成に関する事。
- (4) 人権および同和問題に関する事。 」を

「健康福祉部

- (1) 健康福祉に係る政策の企画立案に関する事。
- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 障害福祉に関する事。
- (4) 保健衛生に関する事。
- (5) 高齢者福祉に関する事。
- (6) 介護保険に関する事。
- (7) 国民健康保険および後期高齢者医療制度に関する事。
- (8) 国民年金に関する事。
- (9) 人権および同和問題に関する事。

子ども未来部

- (1) 子どもおよび若者に係る政策の企画立案に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。

- (3) 子育ての支援に関する事。
- (4) 若者の育成支援に関する事。
- (5) 青少年の健全育成に関する事。
- (6) 人権および同和問題に関する事。 」に、
- 「(7) 建築に関する事。
- (8) 人権および同和問題に関する事。」を
- 「(7) 住宅政策に関する事。
- (8) 建築に関する事。
- (9) 人権および同和問題に関する事。」に、「住宅」を「市営住宅」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月30日掲示済み)

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第3号

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例
草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月30日掲示済み)

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第4号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

草津市営住宅家賃改定審議会	市営住宅の家賃の改定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市住宅マスタープラン等策定委員会	住宅に関する基本的な方針である草津市住宅マスタープランおよび市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための草津市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市改良住宅譲渡審議会	改良住宅の譲渡に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

」を

草津市営住宅審議会	市営住宅の運営および譲渡に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内

」に

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日揭示済み）

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第5号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号アおよびイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日揭示済み）

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第6号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（令和4年3月30日揭示済み）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第7号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（草津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

一般行政職給料表

（単位 円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300

34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	

80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第6条第9項および第27条に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、他の給料表の適用を受けない第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中草津市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
(最高の号給を超える給料月額の切替え)
- 2 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額は、市長が定める。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 6 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員採用条例」という。)、第3条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第5条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(以下「給与条例等」と総称する。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年

12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日
前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職を
した日）における次の各号に掲げる職員（給与条例
等の適用を受ける者をいう。以下この項において同
じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割
合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減
じた額とする。この場合において、調整額が基準額
以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員
127.5分の15
- (2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第
261号）第28条の4第1項または第28条の5第1
項の規定により採用された職員をいう。）
72.5分の10
- (3) 任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業
等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第
1項または任期付職員採用条例第4条の規定によ
り採用された職員をいう。） 72.5分の10
- (4) 特定任期付職員（任期付職員採用条例第2条第
1項の規定により採用された職員をいう。）
167.5分の10
- (5) 市長、副市長、教育長および監査委員
167.5分の10

（令和4年3月30日揭示済み）

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 涉

草津市条例第8号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条
例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第
26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「同条」を「その減額後」に改め
る。

第17条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1
項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6
歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保
険者（以下「未就学児」という。）がある場合にお
ける当該納税義務者に対して課する被保険者均等割
額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき
算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を
減額するものとした場合にあつては、その減額後の
被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均
等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被
保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯
3,765円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯
6,275円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯
10,040円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
12,550円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援
金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯
の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次
に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯
1,395円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯
2,325円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
3,720円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
4,650円

第17条の3中「第17条の規定」を「第17条第1項
の規定」に、「第17条第1号」を「第17条第1項第
1号」に、「〔総所得金額〕」を「〔総所得金額お
よび〕」に改め、「次号および第3号において同
じ。）」の右に「および」を加える。

付則第3項中「第17条」を「第17条第1項」に、
「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め
る。

付則第4項中「第17条」を「第17条第1項」に改め
る。

付則第5項中「第17条」を「第17条第1項」に、

「第314条の2第2項」を「法第314条の2第2項」に改める。

付則第7項から第12項までの規定中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

付則第13項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

付則第14項中「第17条」を「第17条第1項」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第9号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)を次のように改正する。

別表第30項各号列記以外の部分中「産後4月未満の母親」を「場合において、出産日(流産または死産の日を含む。)から起算して4月を経過する日の前日まで(早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して4月を経過

する日の前日まで)の女子」に改め、同項第1号中「9,000円」を「9,600円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市手数料条例別表第30項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第10号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「9歳」を「12歳」に、「健康保険法第85条の2第2項」を「同法第85条の2第2項」に改め、同条第2項第1号中「9歳」を「12歳」に、「(以下「自己負担金」という。)自己負担金」を「(以下「自己負担金」という。)」に改め、同項第2号中「9歳」を「12歳」に改める。

第4条第1項ただし書中「9歳」を「12歳」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第11号

草津市消防団条例の一部を改正する条例

草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「水災害その他の災害」を「災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条第3項中「報酬」を「年額報酬」に、「3月末」を「3月」に、「2にして」を「分割して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、「年額とする。ただし、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬および出勤報酬とする。

第9条に次の2項を加える。

5 団員が災害、命令による警戒、訓練等により出勤したときは、別表第2に定める出勤報酬を支給する。

6 出勤報酬は、月の1日から末日までを計算期間として毎月1回、その翌々月の末日までにその月額的全額を支給する。

第11条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、同表中報酬の額（年額）の欄を次のように改める。

1年につき	
	82,500円
	69,000円
	50,500円
	45,500円
	39,000円
	37,000円
	36,500円

別表第2中「第11条第1項」を「第9条第5項」に、

「

1回につき	
	2,100円
	2,100円
	1,700円
	1,700円

」を

「

支給単位	1時間につき
1時間	1,000円

」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第12号

草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

草津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年草津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第13号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

草津市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年草津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日揭示済み）

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第14号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の8第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号および第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

付則第4条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第7条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 固定資産税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第7条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅または」を「特定熱損失防止改修等住宅または」に、「特定熱損

失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第9条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

付則第14条の2(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

付則第14条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第14条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第14条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(都市計画税に係る法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第15条の2中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

付則第29条を次のように改める。

(用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例)

第29条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)および第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第4条の3の2第1項の改正規定 令和5年1月1日

(2) 付則第29条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の施行の日(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分(第29条の改正規定を除く。)は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分(第29条の改正規定を除く。)は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第15号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例(昭和30年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

付則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。(適用区分)

2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和4年3月31日揭示済み)

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第4号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年3月28日揭示済み)

草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第5号

草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市消防団の組織に関する規則（昭和41年草津市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「災害」の右に「（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条中「氏 名印」を「氏名」に改める。

第8条の見出し中「水火災その他の災害」を「災害」に改め、同条中「火災」を「災害」に改める。

第10条中「水火災その他災害」を「災害」に改める。

第11条中「水火災その他の災害の」を「災害」に改める。

第12条各号列記以外の部分および第13条中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第20条第3号中「水火災」を「災害」に改め、同条第4号中「火災その他」を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月29日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第6号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「第5項」を「第6項」に、「別記様式第66号その1」を「別記様式第66号の1」に改め、同条第2項中「第6項」を「第7項および第10項」に、「別記様式第66号その2」を「別記様式第66号の2」に改め、同条第3項中「第7項」を「第8項」に、「別記様式第66号その3」を「別記様式第66号の3」に改め、同条第4項中「第8項」を「第9項および第11項」に、「別記様式第66号その4」を「別記様式第66号の4」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例付則第7条の3第12項に規定する申告書は、別記様式第66号の5によるものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

法人市民税領収済通知書(公)

草津市

01030-4-960131 草津市会計管理者

所在地及び法人名(法人住民税課に併せて委託法人の各事業年度の法人税額を算定標準とする市町村長税の法人税額については、法人住民税の名称を併記)

納期限 年月日 額

指定金融機関名 草津市役所代理店

取りまとめ局 大塚貯金事務所センター (〒529-6294)

上記のとおり通知します。(印) (印)

法人市民税納付書(公)

草津市

01030-4-960131 草津市会計管理者

所在地及び法人名(法人住民税課に併せて委託法人の各事業年度の法人税額を算定標準とする市町村長税の法人税額については、法人住民税の名称を併記)

納期限 年月日 額

日計

上記のとおり納付します。(印) (印)

草津市指定金融機関
草津市指定代理金融機関
草津市収納代理金融機関

法人市民税領収証書(公)

草津市

01030-4-960131 草津市会計管理者

所在地及び法人名(法人住民税課に併せて委託法人の各事業年度の法人税額を算定標準とする市町村長税の法人税額については、法人住民税の名称を併記)

納期限 年月日 額

上記のとおり領収しました。(印) (印)

草津市指定金融機関
草津市指定代理金融機関
草津市収納代理金融機関

草津市会計管理者

この納付書は、3枚1部となっており、そのうち1部を提出してください。

別記様式第66号の1を次のように改める。

様式第66号の1(第42条第1項関係)

新築住宅等に対する固定資産税減額申告書

草津市長 宛 宛

申告者(納税義務者) 住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右結記載)

年月日

草津市税条例付則第7条の3第 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の表示	家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	床面積の内 居住部分の床面積
<input type="checkbox"/> 法附則第15条の6 第1項(新築住宅) <input type="checkbox"/> 法附則第15条の6 第2項(新築住宅 中高層耐火住宅) <input type="checkbox"/> 法附則第15条の7 第1項(認定長期優良住宅) <input type="checkbox"/> 法附則第15条の7 第2項(認定長期優良住宅 中高層耐火住宅) <input type="checkbox"/> 法附則第15条の8 第 項						
法附則第15条の8 項の適用の場合は令附則第 条 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 <input type="text"/> m ²						
建築年月日	年月日	登記年月日	年月日			
居住年月日	年月日					
(備考)						

別記様式第66号の2を次のように改める。

様式第66号の2(第42条第2項関係)

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 宛

申告者(納税義務者) 住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右結記載)

年月日

草津市税条例付則第7条の3第7項または第10項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市						
家屋番号	構造	ア 木造	イ 鉄筋コンクリート	ウ 鉄骨造	エ 鉄骨鉄筋コンクリート造	オ 軽量鉄骨造	カ その他
家屋の種類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他						
家屋の階数	地上	階	地下	階			
家屋の床面積	1階	m ²	1階以外	m ²	合計	m ²	
建築年月日	年月日	登記年月日	年月日				
耐震改修が完了した年月日	年月日	耐震改修に要した費用	円				
※耐震改修完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由							

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。